

～農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画へ～

○農用地利用配分計画

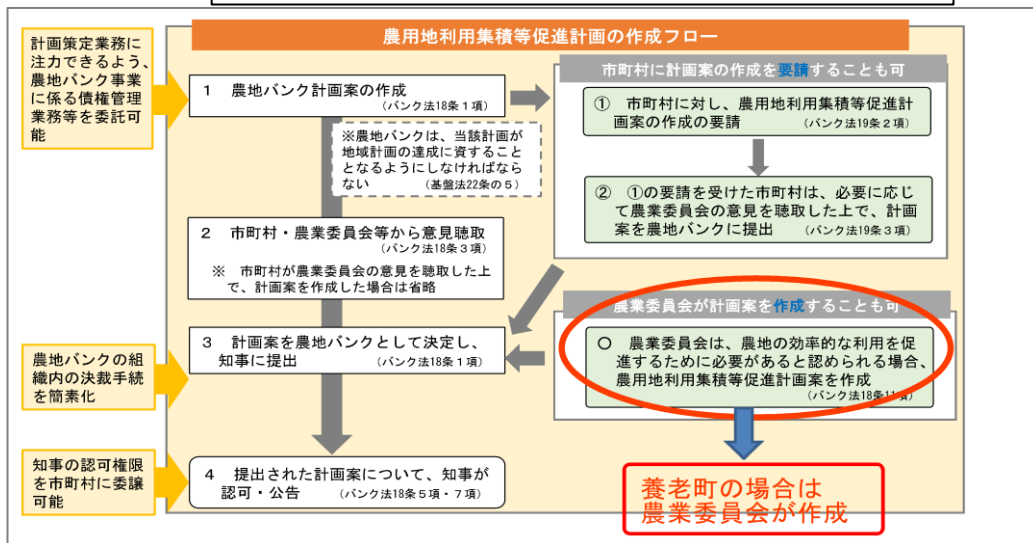
○農用地利用集積等促進計画



統合・一本化

[illegible]

※養老町は従来より目標地図に基づいて配分計画を作成



★地域計画(目標地図)の達成に向けて、「農業委員会」が中心となって取り組みを推進

7 今後の課題と対応について ～農地の集積・集約を維持・拡大していくために～

(1) 課題

- ① 小区画な圃場や狭小な農道、用排兼用の水路 ⇒ 効率的な農業の展開や高収益作物生産に支障
- ② 米価の低迷、燃料・資材費の高騰 ⇒ 担い手の経営圧迫
- ③ 農地中間管理事業の活用 ⇒ 機構転貸は集積面積の6割程度
- ④ 担い手の高齢化等に伴うリタイア

農地整備内容	割合
大区画整備圃場	約10%
パイプライン施工	約27%
用排水分離施行	約50%

(2) 対応

- ① 基盤整備の促進（機構関連事業や経営体育成基盤整備事業）

⇒ 生産性向上による「低コスト農業」の推進と高収益作物（キャベツ等）の生産拡大

【参考】機構関連事業

令和4年度～ 9年度 室原小栗栖地区 13.4ha

基盤整備事業、かんがい排水事業 令和4年度～11年度 大巻地区 84.1ha

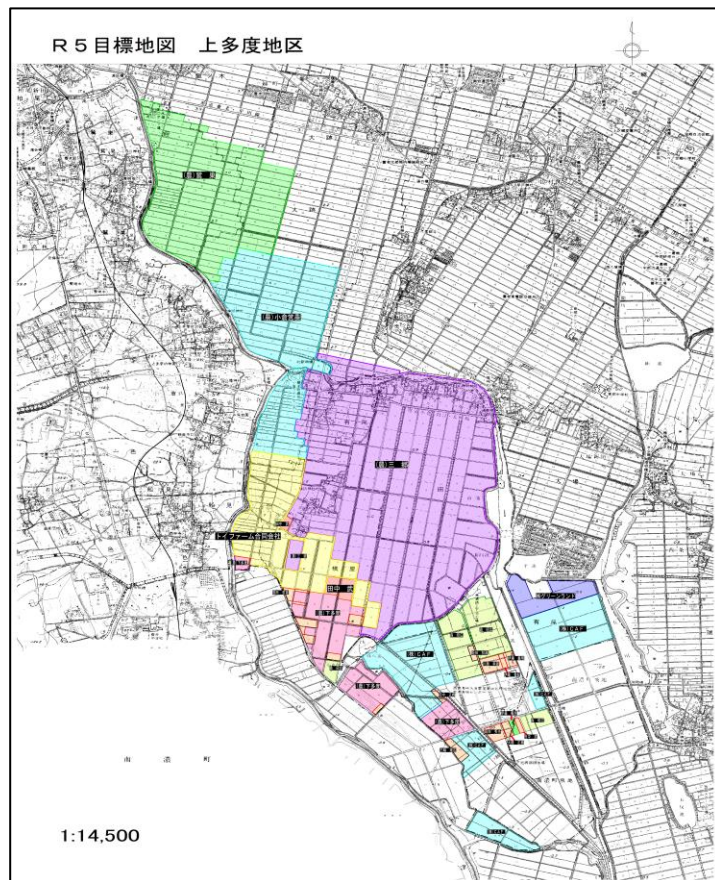
- ② 担い手への支援充実、担い手と行政・関係機関（JA、機構等）との連携強化
- ③ 農地中間管理事業への円滑な移行 ⇒ 集積率の維持、集約の一層の推進
- ④ 担い手の育成・確保（後継者の育成・経営継承の促進）
- ⑤ 上記①～④を踏まえた地域計画の継続的な見直し・検討会での課題共有

★PDCAサイクルによる不断（毎年）の見直しが重要。作成して終わりは絶対にダメ！！

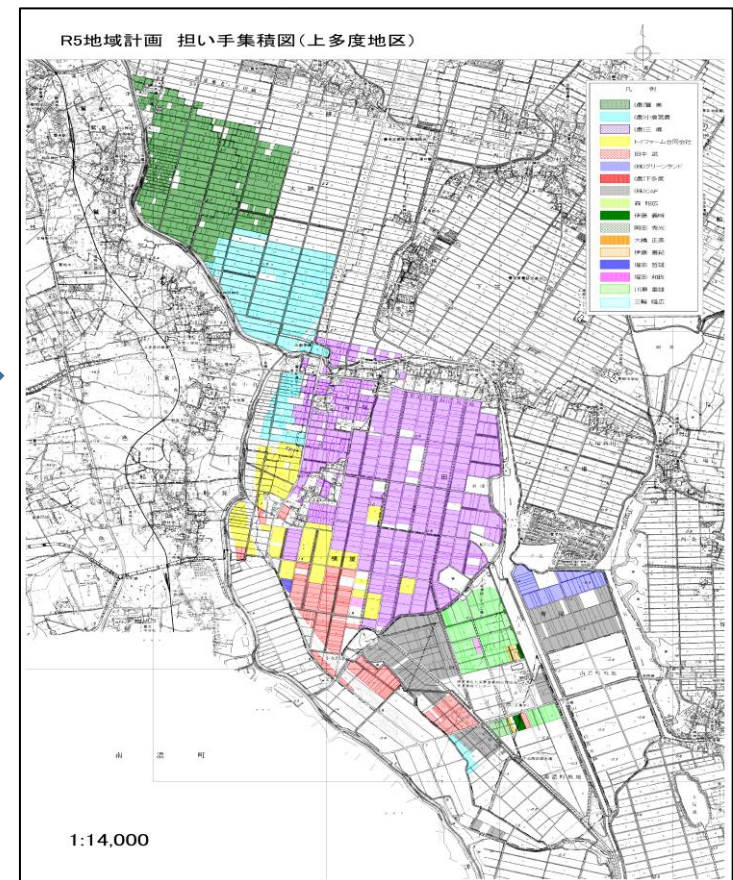
各地区の地域計画目標地図と現状の集積状況について

養老町内「上多度地区」の地域計画目標地図と現状の集積状況

・地域計画目標地図



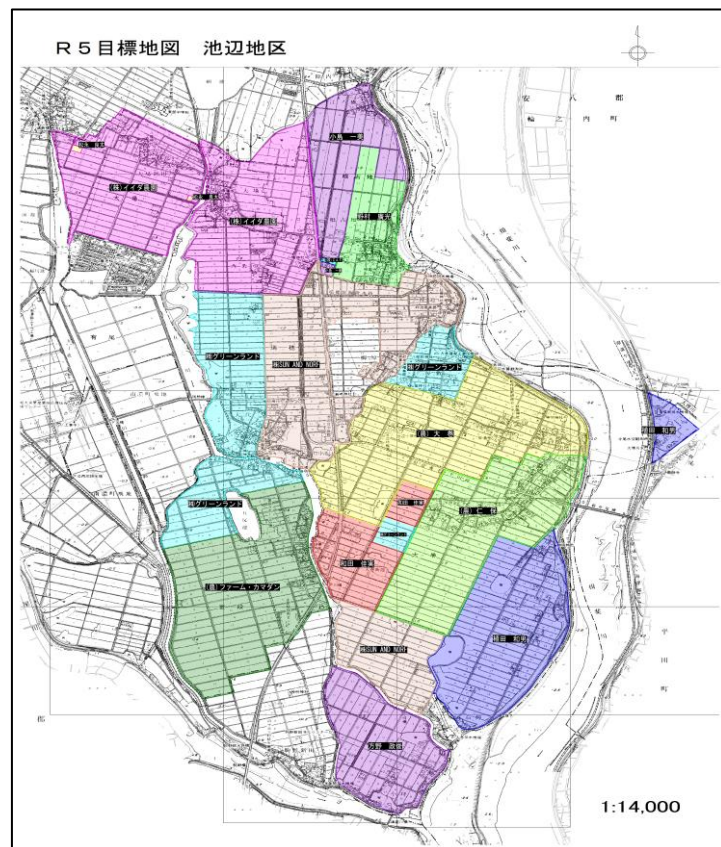
・実際の集積状況図



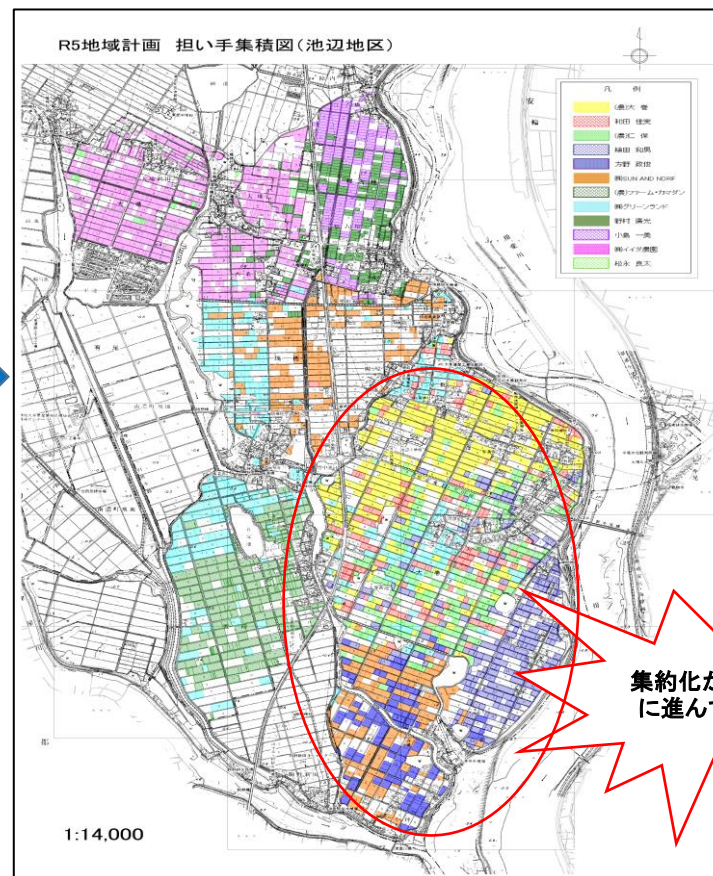
※概ね目標地図どおりで、ほぼ集積・集約化が完了

養老町内「池辺地区」の地域計画目標地図と現状の集積状況

・地域計画目標地図



・実際の集積状況図



※地域の課題として共有している

所有者不明・共有者不明農地への対応について

・基盤法による所有者不明の利用権設定

所有者や相続人等が1人でも判明している場合

改正基盤法による所有者不明農地の公示

- 1 所在市町村 岐阜県養老郡養老町
- 2 農用地利用集積計画等の公示日 令和2年2月18日（火）
- 3 公示された農地 面積：2,886㎡（13筆）、地目：田
- 4 公示に至った経緯

多芸東部土地改良区では、以前から所有者不明農地の土地改良の賦課金の徴収が出来ず、困っていた。また、担い手も耕作する圃場に隣接しながら、利用権設定が出来なかった。多芸東部土地改良区より探索の依頼を受けたため、養老町農業委員会では、耕作放棄地になる恐れのある農地と判断し、公示手続きを開始した。

〈農地の状況〉

- ・当該農地（13筆）の登記名義人は、A外8名（2筆）、B外1名（1筆）、C（4筆）、D外1名（1筆）、E外4名（1筆）、F（1筆）、G外2名（1筆）、E（1筆）、F外2筆（1筆）
- ・登記名義人及び配偶者、子が死亡または不存在。
- ・過去より作付けはされておらず、農地の管理（草刈り等）は、多芸東部土地改良区が行っていた。

〈探索等の経緯〉

- ・R1.5.24 町から農業委員会に対し不確知共有者の探索要請。
農業委員会が岐阜県方法務局大垣支局へ土地登記簿の公用請求。
- ・R1.9.20 土地登記簿を受領し調査の結果、登記名義人の氏名及び登記時の住所が判明。
農業委員会が登記名義人の住民票の除票（本籍地記載）を公用請求し、本籍地が判明。
- ・R1.10.31 登記名義人の戸籍（除籍）（除附票を含む）謄本を本籍地に公用請求し、本人及び、配偶者・子が存在しているまたは、死亡、不存在であることが判明。
探索終了。
- ・R2.1.29 存在している相続人に対し「共有者不明農地に係る農用地利用集積計画への同意について」を発送。

- ・R2.2.4 上記通知の回答受領。（当該農用地利用集積計画に同意を得たが、2分の1を超える同意を得ることができなかった。）
- ・R2.2.18 養老町農業委員会が農用地利用集積計画等を公示。
- ・R2.8.17 公示期間終了
- ・R2.8.18 養老町農業委員会が公示の結果、異議の申出がなかったことを養老町及び農地中間管理機構へ通知。
- ・R2.11.5 養老町が養老町農業委員会の決定を受け、農用地利用集積計画を公告。

所有者や相続人等が分からない場合

・農地法による所有者不明の利用権設定

改正農地法による所有者不明農地の公示

- 1 所在市町村 岐阜県養老郡養老町
- 2 公示日 令和2年2月18日（火）
- 3 公示された農地 面積：3,535㎡（53筆）、地目：田
- 4 公示に至った経緯

多芸東部土地改良区では、以前から所有者不明農地の土地改良の賦課金の徴収が出来ず、困っていた。また、担い手も耕作する圃場に隣接しながら、利用権設定が出来なかった。多芸東部土地改良区より探索の依頼を受けたため、養老町農業委員会では、耕作放棄地になる恐れのある農地と判断し、公示手続きを開始した。

〈農地の状況〉

- ・当該農地（53筆）の登記名義人は共有地を含め29名と多くいたが、登記名義人及び配偶者、子の死亡または不存在を確認。
- ・過去より作付けはされておらず、農地の管理（草刈り等）は、多芸東部土地改良区が行っていた。

〈探索等の経緯〉

- ・R1.5.24 町から農業委員会に対し不確知共有者の探索要請。
農業委員会が岐阜県方法務局大垣支局へ土地登記簿の公用請求。
- ・R1.9.20 土地登記簿を受領し調査の結果、登記名義人の氏名及び登記時の住所が判明。
農業委員会が登記名義人の住民票の除票（本籍地記載）を公用請求し、本籍地が判明。
- ・R1.10.31 登記名義人の戸籍（除籍）（除附票を含む）謄本を本籍地に公用請求し、本人及び、配偶者・子が死亡、不存在であることが判明。
探索終了。
- ・R2.2.18 所有者等を確知することができない農地についての公示
- ・R2.8.17 公示期間終了
- ・R2.8.18 養老町農業委員会から農地中間管理機構へ通知（農地法第41条1項）

農業委員会による不明者の探索

- ・不明所有者について住民票や戸籍（附票）等で住所を特定
- ・所有者以外に共有者がいないか確認
- ・所有者・共有者の住所に簡易書留郵便で書面を送付
- ・送付後2週間以内に返信がない場合は不明者として取り扱い、所有者（共有者）不明としてHPや掲示板で告示

ご清聴ありがとうございました。

